

令和7年度障害者職業生活相談員資格認定講習 __受講者募集のご案内__

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、毎年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施しています。山口県においての「令和7年度障害者職業生活相談員資格認定講習」は3日間のオンライン講習に加え集合形式の講習（任意）を下記のとおり開催しますので、ご案内させていただきます。

開催日	時間	形式
令和7年12月15日（月）	12：30～16：55	オンライン形式（1日目）
令和7年12月16日（火）	12：30～16：35	オンライン形式（2日目）
令和7年12月17日（水）	10：30～15：50	オンライン形式（3日目）
令和7年12月22日（月）	13：15～15：30	集合形式（任意講習） 講師：有限会社リベルタス興産 障がい者雇用コンサルタント 田中真美 様

申込方法

下記URLまたは二次元コードにより【山口支部ホームページ】にアクセスし、受講申込フォームに必要項目を入力の上申してください。（受講申込書、受講申込フォームは9月19日掲載予定です）※裏面の受講規約を必ずお読みください。

URL： <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/yamaguchi/2025ninnteikousyuyuyamaguchi.html>

二次元コードはこちらから →



○受講決定者には、申込締め切り後に「受講決定通知書」を講習の2週間前までに送付いたします。

○受講申し込み者多数の場合は、優先順位に基づき人数調整させていただきます。

○集合形式では、障害者職業生活相談に関する企業様の事例紹介を共有したり、ご担当者様同士で意見交換を行うことにより、職業生活相談のレベルが図れる科目となっています。積極的なご参加をお願いいたします。

○受講のためのオンライン環境などをお持ちでない方は当支部で受講いただく事が可能です。

過去に修了証書を受け取られた資格認定者の方は、本受講（オンライン3日間）対象外です。

※集合形式の意見交換会は本講習を受講されない方も参加していただけます。上記URLより「意見交換会のみ参加される方」の参加申込書を送付いただきますようお願い申し上げます。

※オンライン配信を受講する場合、下記の受講規約を承諾したものとします。

<オンライン配信受講に係る受講規約>

1. 受講の準備

- (1) 受講者の負担においてセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保した上で、受講してください。フリーWi-Fiなど暗号化されていないネットワークは使用しないでください。
- (2) オンライン配信はZoomを利用します。端末には最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。
- (3) 受講に当たっては、事前に送信した資料をお手元にご準備ください。
- (4) オンライン配信が受講できる環境であるかを確認するために、受講開始前に接続テストを行いますので、ご協力をお願いします。
- (5) オンライン配信の受講に必要なURLは適切に管理し、受講者以外の方がアクセスすることのないようにしてください。

2. 受講の留意点

- (1) オンライン配信に係る著作権は機構に帰属します。配信内容の録音、録画、撮影、電子媒体への取込み、SNSやYouTube等による拡散等は絶対に行わないでください。違反があった場合には、著作権侵害、講師の肖像権侵害の問題となります。
- (2) 受講中はカメラ及びマイクの設定は事務局の指示がない限り常にOFF（ミュート）にしてください。なお、機構にて強制的に映像・音声の操作を行うことがあります。受講中、講師へのチャット機能による質問等には個人情報等機微情報は含めないようにしてください。
- (3) 一定時間の受講確認ができないと機構が判断した場合は、当該科目を受講したとみなされない場合があります。
- (4) 下記行為について確認された場合は、受講を停止させる場合があります。

- ①法令又は公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為
- ②他の受講者または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、不正アクセス・妨害したりする行為
- ③機構が受講を承認していない者を同席させたり、受講者に代わって受講させたりする行為、なりすまし行為
- ④宣伝、広告、勧誘または営業行為、或いは反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
- ⑤その他、機構が不適切と判断する行為

3. オンライン配信の中止

以下のいずれかの事由があると判断した場合、受講者に事前に通知することなくオンライン配信の全部又は一部の提供を中止することがあります。

- ①地震、落雷、火災、停電又は天災や機構が利用する通信回線の不具合等により、オンライン配信が困難となった場合
- ②その他、機構がオンライン配信の実施が困難と判断した場合

4. オンライン配信の受講ができなかった場合の取扱い

- (1) 何らかの原因でオンライン配信を中止した場合、又は受講者自身の原因でオンライン配信が受講できなかった場合は、今後開催する障害者職業生活相談員資格認定講習（オンライン配信かどうかは問いません。）を受講いただくこととなります。
- (2) (1)のうち、オンライン配信により一部の科目が受講できなかった場合は、受講できなかった科目を受講できた時点で修了したものとします。ただし、オンライン配信の一部が未受講となった年度の翌年度末までの取扱とします。

5. 損害賠償

受講者は、本受講規約及び法令の定め違反したことにより、機構又は第三者（講師を含みます。以下同じです。）に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

6. 免責事項

オンライン配信に関連して発生した受講者、受講者の所属企業又は第三者の損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。ただし、機構に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

7. 専属的合意管轄

オンライン配信に関して紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。